

宜野湾市こども計画

概要版

令和7年3月
沖縄県 宜野湾市



</

✿ 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

基 本 理 念

すべてのこども・若者と保護者が 地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画において「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」を掲げ、各種施策を進めてきました。

今後もこの方針を基盤としつつ、貧困家庭やひとり親家庭をはじめとした様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指して、本計画の基本理念を上記の通りとします。

計画の基本目標

基本理念のもと、以下の基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標 1 こどもまんなか社会づくり

- こども大綱に掲げられた「こどもまんなか社会」を目指し、こども自身も含めた社会全体に対して、こどもの権利を保障し、権利侵害から守る意識のさらなる啓発・醸成を図ります。
- こどもの意見を聴取し、こども施策に反映していくための取り組みに着手し、継続していきます。

基本目標 2 ライフステージを通したこどもの健やかな育ちの支援

- こどもの豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくための機会の提供に取り組みます。
- 就学前教育・保育施設や学校等での支援や各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

基本目標 3 妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

- 妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、さらには学童期・思春期まで視野に入れつつ、母子保健、福祉や学校等と連携したこどもの心身の健康づくり支援のさらなる推進を図ります。
- 幼児期の教育・保育及びその他の子育て支援について、人材確保、質の向上、新たに制度化される新サービスの実施に取り組みます。

基本目標 4 こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進

- こどもの居場所への支援等を推進するとともに、多様な体験・学びの機会を提供します。
- 様々な事情により支援を要するこども達の早期発見・支援に取り組みます。



基本目標 5 子育てしやすい社会環境の整備

- こどもの個性に合わせた関わり方の普及や子育てに困り感を抱える世帯の支援により児童虐待防止対策の推進を図ります。
- 子育て家庭全般に対する経済的負担の軽減に加え、ひとり親家庭の自立を促進します。
- 男女がともにワーク・ライフ・バランスが保たれた中で子育てできるよう取り組みます。

基本目標 6 こどもの貧困対策の推進

- 専門的支援を行う拠点型こどもの居場所や支援を要するこどもたちへの学習支援事業等を拡充し、貧困の連鎖の防止を図るとともに、保護者の生活・就労支援を行っていきます。
- 地域や企業、市民等の多様な主体の参画を促進するとともに、こどもの貧困対策に関わる関係機関・団体の連携体制の構築・強化や支援を行う人材の資質向上等に取り組みます。

施策体系

基本目標 1 こどもまんなか社会づくり

施策	取り組み
1) こどもの権利を大切にする意識の醸成	①こどもに対する情報提供・啓発、教育 ②社会全体（大人）に対する情報提供・啓発、教育
2) こどもの社会参画・意見反映の推進	①こどもの意見表明権の周知啓発 ②こどもの意見聴取・施策反映のための取組の推進

基本目標 2 ライフステージを通じたこどもの健やかな育ちの支援

施策	取り組み
1) こどもの心身の健康づくりの支援	①保育所等における食育の充実 ②教育活動や学校給食による食育の推進 ③孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域の連携による取組の推進 ④スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施 ⑤スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育の充実 ⑥発達段階に応じた性教育の充実
2) 多様な体験・学びの機会の提供	①体験活動の推進 ②中学生短期海外留学派遣事業の実施 ③キャリア教育の継続・発展 ④地域学校協働本部によるこどもと地域との交流等の推進
3) 障がい児や発達面で支援が必要な子等への支援	①特別支援保育事業の推進<<<重点 ②巡回保育事業の充実 ③医療的ケア児の受け入れ ④特別支援教育事業の充実<<<重点 ⑤育ちの支援に関する相談支援の推進 ⑥児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進 ⑦児童センター等における障がい児の受け入れ ⑧放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ ⑨障がい児を育てる家庭への支援 ⑩障がい等の特性に応じた支援サービスの提供

基本目標 3 妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

施策	取り組み
1) 妊娠前からの切れ目のない支援	①相談支援体制の充実 ②こども家庭センターの充実 ③妊娠婦健診・乳幼児健診等の充実 ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進 ⑤妊婦等包括相談支援事業の実施 ⑥産後ケア事業の実施 ⑦母子保健情報等のデジタル化
2) 幼児期の教育・保育の総合的な推進	①教育・保育施設におけるニーズへの対応<<<重点 ②保育教諭及び保育士確保の推進 ③研修等の実施<<<重点 ④教育・保育に関する評価、適正運営等の指導 ⑤幼児教育アドバイザー配置・指導
3) 教育・保育施設との連携及び支援の充実	①認可外保育施設への支援の推進 ②私立幼稚園との連携 ③認定こども園への移行支援 ④地域型保育事業の充実
4) 教育・保育施設における子育て支援サービスの充実	①延長保育事業の推進 ②休日・夜間保育の実施 ③幼稚園における預かり保育事業の実施 ④幼稚園における施設開放等の推進 ⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
5) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	①一時預かり事業の充実 ②地域子育て支援拠点事業の充実 ③利用者支援事業の充実<<<重点 ④ファミリー・サポート・センター事業の充実 ⑤病児・病後児保育事業の充実 ⑥子育て短期支援事業の充実 ⑦地域子育て相談機関の推進 ⑧子ども・子育て支援の情報提供



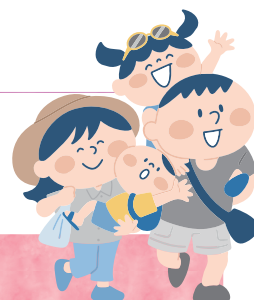
基本目標 4 こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進

施策	取り組み
1) こどもの居場所づくりの推進	①児童センターの充実 ②児童健全育成巡回事業の継続実施 ③放課後児童健全育成事業の推進 ◀重点 ④放課後子ども教室の継続実施及び連携 ⑤こどもの居場所運営支援事業の継続・拡充
2) 支援を要するこども・若者の早期発見・支援	①スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化 ②はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携 ③はごろも学習センターによる教育相談支援の充実 ④定期的な巡回指導等の実施 ⑤ヤングケアラーや社会的養護経験者等への支援
3) 若者の進学や就労等の支援	①宜野湾市育英会奨学金等貸与制度の周知と利用促進 ②企業等との連携による就職体験の場・機会の拡充 ③生活困窮者自立相談支援機関による就労支援・ひきこもり者への支援の実施



基本目標 5 子育てしやすい社会環境の整備

施策	取り組み
1) 児童虐待防止対策の推進	①虐待のある家庭等に対する対応の充実◀重点 ②家庭児童相談室における児童相談の充実 ③要保護児童対策地域協議会の充実 ④養育支援訪問事業の推進 ⑤子育て世帯訪問支援事業 ⑥児童育成支援拠点事業 ⑦親子関係形成支援事業
2) 子育ての経済的負担の軽減	①多子世帯に向けた保育料の負担軽減 ②ファミリー・サポート・センターの利用料金の一部助成 ③放課後児童クラブの利用料助成 ④病児保育利用者への低所得者減免の継続実施 ⑤こども医療費助成の継続実施 ⑥小中学校給食費補助の実施 ⑦就学援助の継続実施
3) 仕事と家庭の両立支援	①仕事と生活の調和に向けた意識啓発 ②企業等に対する働きかけの実施 ③男性の家事・子育てへの主体的参画の促進
4) ひとり親家庭への支援 (宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画)	①相談・情報提供体制の強化 ②就業に関する支援 ③自立に向けた経済的支援 ④子育て及び生活支援 ⑤養育費の確保に向けた支援



基本目標 6 こどもの貧困対策の推進（宜野湾市子ども未来応援計画）

施策	取り組み
1) こども・若者への支援	①専門的支援を行う拠点型こどもの居場所の設置 ②学習生活支援事業（通塾制度等） ③学習・就労支援体制強化事業
2) 保護者への支援	①各種経済支援策の案内や手続き支援 ②生活困窮者自立支援制度と連携した生活の安定・就労支援 ③困窮世帯等の食支援（こども食堂・フードバンク等）
3) こどもの貧困対策推進のための体制強化	①地域・企業・市民等のこども支援活動への参画促進と連携体制の構築 ②こどもを支援につなげる体制の強化 ③こどもや保護者に関わる支援員等の連携と資質向上

重点取り組みと数値目標

本計画はこどもと子育て家庭（保護者）を主な対象として総合的な施策に取り組むものでありますが、計画期間である令和7年度から令和11年度の5年間において、本市における課題やニーズ調査より市民からの要望が高い以下の施策について「重点取り組み」として位置づけ、積極的に推進するものとします。

1

研修等の実施（基本目標3－施策2－③）

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。
また、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設定します。

指標	現状値	令和11年度目標
乳幼児期の教育・保育の質向上に関する研修会	—	年間10回

2

特別支援保育事業の推進・特別支援教育事業の充実（基本目標2－施策3－①・④）

現在全ての認定こども園及び認可保育所において、特別支援保育を実施しておりますが、近年、発達面で支援が必要な子等が増え、対応の充実が必要となっています。今後も、障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所等で、保育を受ける環境づくりに努めるとともに、認可外保育施設等への巡回保育事業の強化を図ります。また、学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童への支援として、特別支援教育支援コーディネーターの配置・派遣による特別支援教育の充実に取り組みます。

指標	現状値	令和11年度目標
特別支援保育の入所率（新規入所数 / 新規要支援判定数）	34.62%（R5）	100.0%
特別支援教育の利用者満足度	88.0%（R5）	90.0%

3

教育・保育施設におけるニーズへの対応（基本目標3－施策2－①）

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育・保育の量的拡大及び質の改善について、取り組みを実施してきました。本計画については、令和7年度から予定されている市立幼稚園の認定こども園への移行とともに、多様化する教育・保育のニーズに対する新たな定員確保に向けて取り組んでいきます。

指標	現状値	令和11年度目標
保育施設の待機児童数（4月1日時点）	35名（R6）	0名



4

利用者支援事業の充実（基本目標3－施策5－③）

子育てに関する情報提供等を行う利用者支援事業について、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の連携に取り組む「基本型」を実施しています。今後も機能の拡充を図ります。

指標	現状値	令和11年度目標
相談受付件数	175件（R5）	260件

5

放課後児童健全育成事業の推進（基本目標4－施策1－③）

第1期宜野湾市子ども子育て支援事業計画からの取り組みにより、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進め、定員確保に努めてきました。現時点において、量の見込みを満たしている状況ですが、地域ニーズのマッチング等の課題で待機児童が発生している状況です。今後は地域毎のニーズを考慮し、定員適正化を図り、待機児童の解消に向けて取り組みを行います。

指標	現状値	令和11年度目標
放課後児童クラブの待機児童数（5月1日時点）	76名（R5）	0名

6

児童虐待防止対策の推進（基本目標5－施策1）

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細やかな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

指標	現状値	令和11年度目標
こども家庭センターサポートプラン作成件数	—	83件



事業の提供体制

教育・保育

▶ 認定区分について

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下の3つです。

◆ 認定区分の種類

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

▶ 確保方策検討の視点

- 本市では、3年保育や延長保育、土曜保育などの多様化する教育・保育ニーズに対応するため、令和6年2月に「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」を策定し、令和7年度から段階的に市立幼稚園から認定こども園への移行を予定しています。
- うなばら保育所については、施設の老朽化や、医療的ケア児の受入等の社会的ニーズに対応した保育運営が困難なことから、令和7年度に閉鎖し、職員を各公立こども園に再配置します。

【教育・保育（量の見込みと確保方策）】

（単位：人）

				R7	R8	R9	R10	R11
1号認定 2号認定 (教育の利用希望が 強い場合)	量の見込み			853	825	768	743	735
	確保方策	特定教育・保育施設	幼稚園	965	735	505	375	375
			保育所	-	-	-	-	-
			認定こども園	285	681	1,005	1,135	1,135
		地域型保育事業		-	-	-	-	-
		認可外保育施設		-	-	-	-	-
		企業主導型保育所		-	-	-	-	-
	確保方策－量の見込み			397	591	742	767	775
2号認定	量の見込み			1,927	1,858	1,733	1,677	1,658
	確保方策	特定教育・保育施設	幼稚園	-	-	-	-	-
			保育所	860	788	788	788	788
			認定こども園	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119
		地域型保育事業		12	12	12	12	12
		認可外保育施設		115	115	115	115	115
		企業主導型保育所		14	22	22	22	22
	確保方策－量の見込み			193	198	323	379	398
3号認定	量の見込み			1,916	1,955	1,915	1,890	1,857
	確保方策	特定教育・保育施設	幼稚園	-	-	-	-	-
			保育所	695	647	647	647	647
			認定こども園	964	964	964	964	964
		地域型保育事業		295	314	314	314	314
		認可外保育施設		32	32	32	32	32
		企業主導型保育所		27	114	114	114	114
	確保方策－量の見込み			91	116	156	181	214

地域子ども・子育て支援事業

【地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策）】

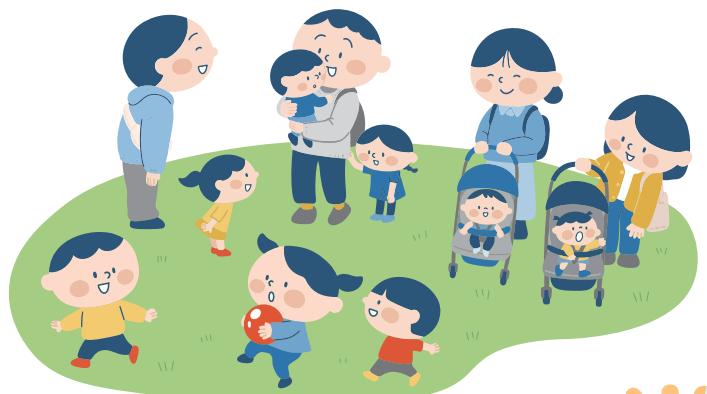
事業名	事業内容		量の見込みと確保方策 (上段：量の見込み、中段：確保方策、下段：確保方策 ― 量の見込み)					
			単位	R7	R8	R9	R10	R11
延長保育事業	通常保育の時間を超えて保育を行う事業		人	2,306	2,279	2,170	2,119	2,090
				4,066	4,185	4,399	4,489	4,489
				1,760	1,906	2,229	2,370	2,399
一時預かり事業 (幼稚園型)	主に 1 号認定のこどもを対象として、保護者がこども を見ることが一時的に困難になった場合に、幼稚園、 認定こども園などが一時的にこどもを預かる事業		人日	59,408	37,788	16,996	4,688	4,638
				60,953	35,221	19,734	4,832	4,795
				1,545	-2,567	2,738	144	157
一時預かり事業 (幼稚園以外)	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていないこどもを対象とした一時預かり事業	量の見込み	人日	1,906	1,863	1,800	1,755	1,733
		確保方策		3,162	3,162	3,162	3,162	3,162
		一時預かり		2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
		ファミサポ		1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
		確保方策 ― 量の見込み		1,256	1,299	1,362	1,407	1,429
病児保育事業、 ファミリー・ サポート・ センター事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業（本市では海邦病院にて実施）	量の見込み	人日	950	928	895	872	861
		確保方策		725	725	725	725	725
		病児・病後児		720	720	720	720	720
		ファミサポ		5	5	5	5	5
		確保方策 ― 量の見込み		-225	-203	-170	-147	-136
ファミリー・ サポート・ センター事業 (就学児のみ)	小学生の放課後の預かりの実施等を行う事業		人日	728	715	707	693	667
				776	826	827	734	734
				48	111	120	41	67
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業		人日	63	63	63	63	63
				63	63	63	63	63
				0	0	0	0	0
地域子育て支援 拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業 (本市では宜野湾保育所をはじめ、8 園で実施)	量の見込み	人日	9,180	8,966	8,644	8,425	8,318
		確保方策	か所	8	8	8	8	8

事業名	事業内容		量の見込みと確保方策 (上段：量の見込み、中段：確保方策、下段：確保方策 ― 量の見込み)					
			単位	R7	R8	R9	R10	R11
利用者支援事業	こども、その保護者、または妊娠している方が安心して子育てができるよう個々に応じた相談、助言を行い、関係機関とのつなぎをサポートする事業（本市では保育こども園課及びこども家庭課の2箇所で実施）	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
		確保方策		2	2	2	2	2
		基本型		1	1	1	1	1
		こ家セン型		1	1	1	1	1
		確保方策 ― 量の見込み		0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業		人	2,221	2,167	2,144	2,099	2,024
				1,677	1,797	1,877	1,957	2,037
				-544	-370	-267	-142	13
多様な主体の参入促進事業	保育所新規設置事業者が円滑に実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業							
実費徴収に伴う補足給付事業	低所得世帯向けに、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業							
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とした事業		人	800	782	771	758	748
				800	782	771	758	748
				0	0	0	0	0
養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な養育者に対し子育て等へのアドバイスをする人等を派遣する事業		人	42	41	40	40	39
				40	40	40	40	40
				-2	-1	0	0	1
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業							
妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査」「保健相談」などを実施する事業		人回	11,895	11,630	11,474	11,281	11,137
				11,895	11,630	11,474	11,281	11,137
				0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業		人日	771	760	749	736	721
				771	760	749	736	721
				0	0	0	0	0

事業名	事業内容	量の見込みと確保方策 (上段：量の見込み、中段：確保方策、下段：確保方策－量の見込み)					
		単位	R7	R8	R9	R10	R11
児童育成支援 拠点事業※ ¹	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	人日	15	15	15	14	14
			0	0	0	0	14
			－15	－15	－15	－14	0
親子関係形成 支援事業※ ²	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業	人日	15	15	14	14	14
			0	0	10	10	10
			－15	－15	－4	－4	－4
妊婦等包括相談 支援事業	妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業	回	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
			2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
			0	0	0	0	0
乳児等通園支援 事業 (こども誰でも通園制度)	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業	人日	3,479	4,596	6,876	9,000	11,085
			3,432	4,596	6,876	9,000	11,085
			－47	0	0	0	0
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	人日	780	780	780	780	780
			780	780	780	780	780
			0	0	0	0	0

※ 1：拠点型こどもの居場所事業と対象者が被る可能性が高く、確保方策については事業の必要性を踏まえて検討。

※ 2：本事業の対象者との信頼関係の構築やプログラムへの参加促進に時間がかかることを見越し、確保方策を計上。





宜野湾市こども計画【概要版】

令和7年3月

こども政策課・児童家庭課・福祉総務課

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

電話 098-893-4411